

2009年6月1日

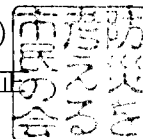
国土交通省近畿地方整備局

局長 木下誠也様

阪神大震災の教訓を忘れず市民のための防災のあり方を考える会

(略称 宇治・防災を考える市民の会)

代表 志岐常正



### 淀川水系河川整備計画の問題点解決の申し入れ

貴職は、河川法に基づいて自ら設置した淀川水系流域委員会の「淀川水系河川整備計画原案」に対する最終的な意見を聴くことなく、「淀川水系河川整備計画（案）」を2008年6月20日に発表し、2008年9月9日に宇治市にて説明会を開催されましたが、この説明会では宇治市民にとって重大な中身（宇治川整備計画の具体的内容）が説明されませんでした。

宇治川の整備をめぐっては、様々な問題が未だ解決されていないだけでなく、天ヶ瀬ダム周辺の地質に重要な問題があることが明らかになってきています。そこで私たちは、2008年9月12日付で市民との意見交換会の開催など6項目についての申し入れを行い、2009年2月28日付で再度申し入れを行いました。しかし、貴職は私たちとの意見交換もせず、私たち市民の意見を反映させずに、2009年3月31日に遂に淀川水系河川整備計画を決定公表されました。

このままでは、宇治市民は危険と負担だけを押し付けられることとなります。私たちは、貴職が宇治市民の生活と安全を完全に無視してこのような整備計画を一方向的に決定されたことに対して遺憾の意を表し、異議を申し立てる次第です。なぜ市民の意見を反映させずに一方向的に計画決定をされたのか、理由を説明いただきたく存じます。

また、下記事項について未回答であり再度申し入れますので、早急に回答されるとともに来たる6月14日（日）に予定されている「天ヶ瀬ダム再開発及び塔の島地区河川整備に関する事業計画説明会」の席上においても回答及び説明されますよう宜しくお願いいたします。

#### 記

1. 「原案」に対して、宇治市長は2008年2月17日に意見書を貴職に提出されています。これに記されているそれぞれの問題点について、計画にどのように取り入れ改善をされたのか、貴職の具体的な見解・説明をお願いします。
2. 私たち「会」が2008年9月12日に貴職に対して下記12項目の説明を要請しています。この12項目の事項について、貴職の見解・説明をお願いします。
  - (1) 「原案」に示されている宇治川1,500m<sup>3</sup>/sへの増量放流計画を実施すれば、榎島地区、塔の島地区など宇治市宇治地域の危険リスクは増大します。原案修正が必要です。
  - (2) 「原案」では、宇治川治水について、戦後最大洪水における対策では1,100m<sup>3</sup>/s放流

- で対応できるとしています。私たちの調査でも安全性、環境影響の大きさ等の検証から、宇治川塔の島地区の河川改修は  $1,200\text{m}^3/\text{s}$  程度の改修で戦後最大洪水に対応することが可能であり、世界遺産と一体となった塔の島地区の河川環境への影響を小さくして保全することができると考えています。それ以上の洪水が発生する場合には、超過洪水として対策すべきことと判断しています。（詳細は国土研調査団報告書を参照して下さい）
- (3) 天ヶ瀬ダム  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  放流計画は、琵琶湖の後期放流に対応するためのものであって、全国の河川でも例のない 2 週間にも及ぶ長期間放流がなされるものです。再三再四指摘されている槇島堤防の脆弱性から判断して、非常に危険なものです。宇治川治水対策では、堤防強化こそ最優先で進める事業であると考えます。
- (4) 宇治川、槇島堤防については、耐震補強計画が全く盛り込まれていません。この点も重大であり、原案の修正が必要です。
- (5) 「原案」の天ヶ瀬ダム  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  放流の必要性は、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減のためと言われていますが、1 兆 9 千億円かけた琵琶湖総合開発事業で浸水被害やそのおそれには大幅に軽減されています。この点で  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  放流の必要についての国交省の説明は根拠薄弱で、下流自治体が巨額の負担をしてまで実施する必要のない事業と考えます。
- (6) 後期放流天ヶ瀬ダム  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  の放流を前提とした施工をすれば、平水時（大洪水時以外の全ての日）の塔の島地区の景観、環境（生物、人間生活）が破壊されます。既に前倒しで施工が行われ、景観、生態、例えば鶺鴒の条件などが甚だしく損なわれています。宇治市民の生業にとっても重大な問題です。案の修正が必要と考えます。
- (7) 「原案」は、最近の宇治川の生態系やそれに関係する河状変動（例えば河床低下や洲の移動）についての科学的調査なしに作られています。天ヶ瀬ダムより下流に関しては、今も調査結果が何も示されていません。現状や整備案での「整備」実施後の河床物質掃流についての予測もありません。この状態では、将来の設計などできるはずがありません。
- (8) 「原案」は調査なしに出されたものが多すぎます。天ヶ瀬ダム周辺で発生する低周波音についても「模型実験を行っている」とのことでしたが、最近の説明では模型もできておらず「これから」とのことです。この状態で「原案」どおり河川「整備」を行うことは防災と環境問題の両面にわたり危険であると言えます。
- (9) 「原案」も、それが拠る「基本方針」も、水位や水量の基準点は枚方に置かれており、宇治地区の治水や環境問題などはほとんど無視して作られています。
- 宇治川断層や、槇島地域の宇治川を横断する古い川の跡の存在の問題点（伏在河川流路からのパイピングが懸念される）などを考慮して、再検証する必要があると考えます。
- (10) 天ヶ瀬ダム再開発事業の一つに、利水事業が上げられています。全てのダムで各自自治体は利水計画より撤退されていますが、天ヶ瀬ダムのみ計画の変更がありません。長期的には人口が減少し府や各自自治体においても水需要の増加は考えられず、再開発事業に参画するだけで利水分だけで 38 億円もの巨額の負担金額を府が支払うこととなります。結果として府民、市民が負担することとなります。貴職のお考えをお示し下さい。
- (11) 天ヶ瀬ダム再開発事業費は、当初見込みの 330 億円から 430 億円に見込み変更されており、100 億円の増になると報告されています。その事業負担は、国以外では京都府（86

億円)と大阪府(71億円)の負担となっています。再開発で最大の恩恵を受ける滋賀県の負担は0です。現在「淀川水系流域委員会」でも大戸川ダムと合わせて「効果は極めて限定的で、少ない」と議論されています。当然のこととして府民、市民が負担することとなるもので、巨額の負担をしてまで実施すべきではないと考えます。貴職のお考えをお示し下さい。

3. ダム周辺の断層については、天ヶ瀬ダム建設時に詳細な調査がなされています。私たちの再三の指摘で、貴職は、昨年やっとダム直下の断層(F-0断層)の存在を公表されました。公表されたダム直下の断層(F-0断層)は、普通ならダムなど造らないだけの規模のある断層であり、このような規模の断層があれば、たとえ活断層でなくとも、堤体の耐久性に問題がありうるということで、造る場所を変えるのが常識的な判断と言えます。このダムの寿命から考えてもおそらく数十年のうちには、たとえ黄檗断層活動による損傷がなくとも、取り壊しを考えなければなりません。そのようなダムの放流規模を、今の時点で430億円もの巨大な費用を投入して拡張するなど、発想が短期的で無意味なことです。当初から問題のあるところに建設されている天ヶ瀬ダムの次の事項について説明をお願いします。

- (1) ダム建設時の地質調査資料及び最近までの調査資料を周辺分まで含め、全て公表していただくこと。
- (2) ダム本体の建設時の耐震強度について公表し、経年的劣化を考慮して現在のダムは現在京都府がモデル地震として想定している地震に耐えられるのかの検証・説明をしていただくこと。
- (3) 貴職は「天ヶ瀬ダムから3km以内には活断層はない」との見解を示しています。しかし、私たちの調査によって天ヶ瀬ダム直近で活断層の存在が判明しているため、この貴職の見解は誤りであります。見解の訂正と更なる徹底した調査、その結果の報告、説明をしていただくこと。
- (4) 天ヶ瀬ダム周辺は元々地質的に問題があるところです。上記断層の存在も明らかになった今、新たなトンネル掘削どころか現行のダム本体への影響、安全性の調査、検討等が重要となっています。徹底した検討とその結果の報告、説明をしていただくこと。

4. 宇治川に流れ込む河川は、京都府管理河川など多数存在しています。整備計画(案)で想定されています1時間に82.1mmの降雨が発生した場合の、市内の河川の状況、即ち都市型災害についてどのように想定・認識されているのか説明をお願いします。

この件に関して去る3月17日に開催された宇治市議会審議において宇治市当局は、大島排水機場の排水能力について「毎秒6トンを15トンに引き上げるポンプ3基分の増設が必要。国・府に増設を要望している」と現行治水対策の不備を認める答弁をしています。

5. 貴職は、2009年1月9日に京都府知事に対して宇治川塔の島上流にて説明をされていますが、新聞報道によると市民が初めて聞く内容が含まれているなど、疑問を抱きます。私たち「会」に対して、これまでの説明との整合性を含めて具体的説明をお願いします。

6. 貴職は2009年3月31日に淀川水系河川整備計画を公表された際、記者会見の席上では「大戸川ダムの本體工事は当面実施しない」と発表されています。それに対し、河川整備計画の文面では「大戸川ダムの本體工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する」と記載されており、建設を実施する前提の内容になっています。これは、大戸川ダムの建設事業計画の実施を河川整備計画に位置づけることは適切ではないとする淀川水系流域委員会の最終意見を無視しており、また滋賀県、京都府、大阪府の3知事の意見をも無視した文面です。貴職の記者会見での発言は流域委員会や3知事の意見無視をごまかすものであるという感を否めません。

大戸川ダムについては、流域委員会や3知事意見を真摯に受け止めた対応をされることが大切であり、明確な説明をお願いします。

7. 宇治川については、塔の島地区における河道整備、天ヶ瀬ダム再開発事業による放流能力の増強を1,500m<sup>3</sup>/s対応にする点について、貴職は計画を原案、案のまま決定されています。また、堤防強化についても、「琵琶湖後期放流時、長期間高水位が継続する区間(宇治川2.9km)については10ヵ年を目途に対策を完了させる」と記載されており、これも原案、案のまま計画決定されています。これでは、宇治市民への説明や意見交換が全くないまま一方的に危険、景観破壊、無駄の河川整備計画が決定され、その計画を私たちが受け入れなければならないことに他なりません。私たちとの意見交換の結果を踏まえた方針転換を誠実に実行していただくことを強く申し入れます。

以 上